

令和7年度第1回さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議 会議結果

- 1 会議日時 令和7年7月24日（木） 14：00～15：15
- 2 会議場所
- 3 出席者 [委員] 圖子義文・六車直紀・川田篤・高橋順子（代理）梅下一也・吉田ひとみ・須川光江・中西健・鈴木理賀・大屋舗達哉・川根朋士・十川正則・遠藤忠行・有馬耕一・平野通・中川勝幸
[事務局] 浅川正樹（障害福祉課長）・高西恵（長寿介護課長）・藤田宏江（地域包括支援センター所長）・白井博子・高橋真理恵・湯川凜
[傍聴人] 0人
- 4 議題
 - (1) 令和6年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動報告について
 - (2) 令和7年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動状況について
 - (3) 事例紹介
- 5 資料 別紙のとおり

6 会議要旨

発言者	意見概要等
(事務局)	<p>ただいまから、「令和7年度 第1回さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議」を開催します。この会議は、高齢者虐待の防止及び早期発見、高齢者虐待に対する早期対応並びに成年後見制度の利用の促進に関し、関係機関及び民間団体との連携協議体制の強化の目的で設置しています。</p> <p>(委員・事務局の自己紹介)</p>
(事務局)	<p>議題に入る前に、会議の会長、副会長についてです。会議設置要綱第4条の規定により、会長は健康福祉部長をもって充て、副会長は会長が委員のうちから指名することとなっています。</p> <p>(副会長の指名)</p>
(事務局)	<p>それでは、健康福祉部長より、ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p>
(事務局)	<p>議事の進行につきましては、要綱第5条において、会長が会議の議長とされておりますので、以降の議事につきましては、会長に進行をお願いしたいと思います。</p>
(議長)	<p>それでは、次第に基づきまして、議事を進めます。 まず、議題（1）「令和6年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動報告について」事務局からの説明を求めます。</p> <p>(事務局説明 議題（1）)</p>
(議長)	<p>ただ今の説明に対して御意見や御質問がありましたら、お願いします。</p>
(委員)	<p>被虐待者の要介護状態区分で未申請が多いのですが、クリニックに来られる患者の中に、本人が認知症を発症されたため家族が連れてきたというケースがあります。また、年相応の物忘れだと思われますが、地域住民に受診を進められたからクリニックに来られた方もいます。身体機能は落ちていないが、認知症を発症または症状が進行しているといったケースはなかったでしょうか。</p>
(事務局)	<p>地域包括支援センターに寄せられる相談としては、本人は認知症という自覚がないが、家族が本人を心配して困っているという相談が多くなっています。昨年度対応した虐待の相談は、本人の性格や家族の</p>

	関係性が原因だったため、認知症がトラブルや虐待行為の原因ではありませんでした。
(議長)	他に御意見はありませんか。
(議長)	御意見がないようなので、続きまして、議題（2）「令和7年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動状況について」事務局からの説明を求めます。
	(事務局説明 議題（2）)
(議長)	ただいまの説明に対して、御意見や御質問がありましたら、お願ひいたします。
(委員)	成年後見制度市長申立てとはなんでしょうか。
(事務局)	成年後見制度市長申立てとは、成年後見制度の利用が必要な方で、自分では申立てが難しい方や申立できる四親等以内の親族がいない方、または親族はいるが疎遠であるなど、申立人がいないときに市長がかわりに成年後見制度の申立てをするという制度です。
(委員)	男性の受診に妻が付きそうことに比べ、女性が来る時には娘や息子の同伴が多く、夫が同伴することが少ないように思います。妻に無関心なのか、情報を知らないのか。認知症センター養成講座についてなのですが、小学生だけでなく高齢の男性に養成講座を開くのはどうでしょうか。
(事務局)	今は小学生メインですが、おっしゃる通り、地域の方、特に高齢の男性などにもっと広めていきたいと思います。
(議長)	今年度の養成講座の計画についてはもう決まっているのでしょうか。
(事務局)	小学生の養成講座はすでに決まっていますが、地域住民の方に対しては講座開催の要望があった時に出向いて開催しており、こちらからのアプローチができていないため今後の課題にしていきたいと思います。
(委員)	市長申立てを行う時というのは、申し立てる家族や親族がいない方が対象になるが本人の同意は必要なのでしょうか。またどういう経緯で市長申立てに至ったのか知りたいです。
(事務局)	市長申立ての経緯は事例で紹介します。本人の同意については、成

	年後見制度の類型で補助相当など軽度な方は初めに本人申立てができないか検討しています。本人が自分で専門職に依頼することが難しい場合、本人の同意を得て市長申立てを進めます。後見相当など重度の場合、本人の意向や状況は確認しますが、主としては関係機関で必要性を判断して進めていくことになります。
(議 長)	他に御質問はありませんか。
(議 長)	続きまして、議題（3）「事例紹介」について、事務局からの説明を求めます。 [議題（3）に関する会議資料及び会議録については非公開]
(議 長)	以上で、本日の議事を終了いたします。進行は、事務局にお返しします。
(事 務 局)	ありがとうございました。それでは、次回開催は令和8年1月頃を予定しております。詳細が決まりましたら、ご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。 最後になりますが、さぬき市地域包括支援センターにおきましては、困難事例の相談も多く発生しております。その中においても、高齢者の虐待防止、認知症の方の対応支援などに努めておりますが、情報提供や情報把握等が困難な場合もありますので、皆様方それぞれのお立場でご助言、ご指導、ご協力いただけますようお願いいたします。